

環境保健部企画課石綿健康被害対策室

1. 事業の概要

石綿健康被害救済制度における医学的判定を通じて、中央環境審議会石綿健康被害判定小委員会に多くの、石綿健康被害に関する医学的情報が集められている。現時点においては医学的情報が紙媒体でしか蓄積できないことから、この貴重な医学的資料を二次利用可能な形で集約することが求められている。

特に、病理形態情報については、国際的にも類を見ない数の症例が集まるが、判定終了後には病理標本を医療機関に返却する必要があるため、数多くの判定を行っているにも関わらず、知見の集積が不可能であり、中皮腫症例の調査研究事業や医療機関への診断支援還元事業の実施が困難となっている。

本施策では、医学的判定のために提出された資料を段階的に電子情報として蓄積し、審議結果も併せた詳細なデータとして管理できる医学的統合データベースシステムを構築することにより、医学的判定業務の迅速な運営及び集約された医学的知見の有効活用を図ることを目的とする。

また、中皮腫認定症例中には、必ずしも石綿起因と考えられないものもあることが、5年間の制度運用の中で明らかとなってきたことから、若年発症症例や石綿ばく露歴が不明な症例について、組織学的な特徴、発生部位等を解析することで、石綿起因性との関連について明らかにする。

2. 事業計画

区 分	23	24	25	26	27
石綿関連疾患統合データベース構築事業					
バーチャルスライドによる病理形態情報の電子化・保存	→				
放射線画像情報の電子化・保存		→			
医学的統合データベースシステムの構築			→		
(医学的判定結果データベースシステムの運用)				→	

3. 施策の効果

- (1) 石綿関連疾患の医学的判定に用いた資料の適切な管理や保存が可能となる。
- (2) 石綿関連疾患の医学的解析の基礎資料として、判定水準の質の向上、審査の迅速化等が可能となる。
- (3) 個々の申請事案についての医学的情報を分析することで、医療機関が診断の際に陥りやすい問題点などを明らかにすることが出来るようになる。  
これを基にしたフィードバック事業等を通じて、医療機関の診断水準を向上することで、より効率的で迅速な救済が可能になる。
- (4) 石綿起因性の評価について、より適切な評価基準が設定可能となる。

# 石綿関連疾患統合データベース構築事業

(バーチャルスライドによる病理形態情報の電子化・保存)

## 現行の病理検鏡における問題点

- ・医療機関へ標本を返却するため、判定の根拠となった重要な資料が残らない。
- ・組織の形態的特徴に関する情報が蓄積できないため、将来的な研究に応用できない。
- ・検鏡が審査当日に限られ、かつ複数の者で同時検鏡できないことから、長時間の審議となる。
- ・審査に参加しない委員が知見を共有できず、判定水準にばらつきが生じている。
- ・配送時等の破損事故が生じており(年10件程度)、医療機関との信頼関係が大きく阻害される。

## バーチャルスライドによる改善

- ・標本情報を電子データとして、管理・保存できる。
- ・調査研究、医療機関への適切なフィードバックのために活用できる。
- ・委員の事前検鏡による、効率的な審議会運営が可能になる。
- ・判定困難事例の共有でき、委員間の判定水準を均てん化できる。
- ・物理的に標本を提出する必要がなく、医療機関の協力が得られやすい。(破損事故の減少。)

